

本論文は

世界経済評論 2024年3/4月号

(2024年3月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

デジタル貿易の 国際通商ルールの現在地と 日本企業の対応



日本大学商学部教授 飯野 文

いいの あや 慶應義塾大学総合政策学部卒業，同大学大学院政策・メディア研究科修士課程修了，同博士課程退学。在ジュネーブ国際機関日本政府代表部及び OECD 日本政府代表部の専門調査員（WTO 紛争処理，貿易・投資等担当），金融系シンクタンク等を経て，現職。専門は，国際経済法。著書に『WTO・FTA・CPTPP』（弘文堂）ほか。

「電子商取引」ないし「デジタル貿易」の国際通商ルールの策定は，先進的な FTA（自由貿易協定）が牽引しつつ，WTO の有志国間交渉でも検討が続いている。

WTO の有志国間交渉は，デジタル貿易に係る初の多国間ルールにつながる点で有益である。同交渉については 2023 年 12 月に 13 項目について実質合意が公表され，なかでも直近に合意された個人データ保護は，EU と米国等の間で対立点となっていたため，この合意は大いに評価できる。しかし，2023 年 10 月に，データフロー，データローカリゼーション，ソースコード（3 項目を本稿でデータ関連規律と呼ぶ）について米国が支持撤回を表明した。この転回ともいべき立場変更を受け，2024 年中に妥結を目指すとする同交渉がデータ関連規律を含んで妥結する見込みは一段と低くなったといえる。

一方，特に先進的な FTA では，データ関連規律に加えて，AI（人工知能）などの新たな 이슈に係るルールが現れている。DEPA（チリ，ニュージーランド，シンガポール間のデジタル経済パートナーシップ協定）のようなデジタル貿易に特化した協定も登場し，中国なども DEPA に加入申請している。データ関連規律を含む電子商取引章を有する CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）にも，中国，台湾を含む複数の国が加入申請済である。なお，米国の転回を経て，IPEF（インド太平洋枠組み）のデジタル貿易（Pillar I）交渉は停滞している。

特にデータ関連規律については，引き続き複数のルールが併存する状況が継続することが見込まれる。越境で関連ビジネスを展開する日本企業は，それを前提に事業活動を行うことが必要となろう。

はじめに

経済，社会のデジタル化に伴って，国際貿易においても国際的な電子商取引（EC：Electronic Commerce）が拡大し，さらに情報（データ）の越境移転も進展している。同時に，プライバシーの保護や安全保障上の要請などを理由

にデータの越境移転が制限されるデータローカリゼーションなど，新たな貿易障壁も登場している。こうしたデジタル化と国際貿易が関わる分野は，最近ではデジタル貿易と呼称されることも増えている¹⁾。

デジタル貿易については，普遍的に受容されている定義はないが，WTO や OECD などの関連国際機関，主要国，研究者の捉え方を勘案

すると、現段階では少なくとも、デジタル化された物品とサービスの貿易で（電子的に取引される物理的な物品も含む）、データ自体の取引も含み、データに支えられるものを意味すると捉えることができる²⁾。いずれにせよ技術発展に伴いデジタル貿易の外縁も変化し得ると思われる。また、現段階ではECとデジタル貿易は互換的に用いられる場合も多く、本稿でもひとまず両者を互換的なものとして用いる。

デジタル貿易は、2020年までに世界貿易の25%（5兆米ドル弱）を占めるようになったといわれる³⁾。デジタル貿易の進展に伴って、データの越境移転の保障や、個人データの保護、データないしデータ関連技術の保護といった経済的、社会的要請も生じている。デジタル化の進展に鑑みれば、デジタル貿易も不可逆的な事象であり、その健全な発展のためには適切な国際ルールのあることが望ましい。WTOのサービス貿易協定（GATS）などに適用可能なルールは存在するものの極めて限定的であるため⁴⁾、国際社会はデジタル貿易の国際通商ルールの検討と策定に努めてきた。

デジタル貿易の国際通商ルールの策定は、これまで先進的な自由貿易協定（FTA）が牽引しつつ、WTOの有志国間交渉（有志国によるECの共同声明イニシアチブ（Joint Statement Initiative：JSI）を契機とするため本稿でEC-JSI交渉と呼ぶ）でも検討が行われてきている。FTAでは、ECないしデジタル貿易と題する章やルールも増加し、直近の協定では、関連する章をより広く「デジタル経済」と題する協定⁵⁾もあるなど、規律の量及び質の面で発展がみられる。しかし、FTAであるが故に、ルールの適用範囲はFTAの締約国に限られる。他方、EC-JSI交渉は90カ国が参加する規模の大

きな交渉で、合意に至ればデジタル貿易に係る初の多国間のルールにつながり、越境的な企業活動にも資するものである。しかし、2023年中の妥結を目指していた同交渉は、同年12月の共同議長声明により、2024年にも引き続き交渉が継続されることとなった⁶⁾。

以上を踏まえて、本稿では、WTOのEC-JSI交渉の現状と見通し、及びデジタル貿易に係る先進的なルールを有するFTAにおける規律の状況に焦点を当て、デジタル貿易規律の最先端の様相を検討する。その上で、デジタル貿易に従事する日本企業にとって事業の活動の前提となるであろうルールの見通しについて付言したい。

なお本稿では、簡易化のため、二国間、複数国間、地域間の貿易協定を広くFTAと総称する。

I WTOにおけるデジタル貿易の国際通商ルールの検討

WTOにおけるデジタル貿易のルールの検討の中心は、2017年のECに関する共同声明⁷⁾を契機とする有志国間のEC-JSI交渉である。このほかにも、1998年のECに関する宣言⁸⁾に基づいて策定された「EC作業計画」に従ってECと貿易との関係を探求するWTO加盟国の取り組みがあるが、こちらは交渉でなく、ルール策定に必ずしも直結しない。そこで、ここではEC-JSI交渉の経緯と現状に焦点を当てる。

EC-JSI交渉は、2019年に交渉開始し、2024年1月で5年を迎えた。当初76カ国で開始された交渉には90カ国が参加し、世界貿易の90%以上を占める規模になっている⁹⁾。交渉は活発

に行われ、2023年11月には各国の提案を基に作成される統合テキストの第5版(Rev.5)¹⁰⁾の作成に至った。同年12月には、13項目に係る実質的合意と、残る論点の2024年中の交渉妥結を目指す旨の共同議長声明が共同議長国(オーストラリア、日本、シンガポール)から公表された。今般の声明には共同議長各国に加えて、WTO事務局長、EU、米国、中国、各地域の主要国閣僚の賛意も付されており、今後とも交渉は継続するにしても、5年に渡る交渉が一段落ついたことが示唆される内容である。

13項目は、電子取引の枠組、電子認証と電子署名、電子契約、電子請求、ペーパーレス取引、シングルウィンドウ、オープンガバメントデータ、オープンなインターネットアクセス、オンライン消費者保護、未承諾の商用電子メッセージ、サイバーセキュリティ、透明性、個人データ保護である¹¹⁾。なかでも、直近に実質合意された個人データ保護は、個人データ・プライバシー保護の観点から個人データの越境移転に厳格なアプローチをとるEUと、対照的に緩やかなアプローチをとる米国などとの間で合意形成が難しい論点であったため、今般の合意は大いに評価できるものである。どのようなルールとして着地するのか、最終形の公表が待たれるところである。

上記の共同議長声明によると、暗号法を用いるICT製品、通信サービス、電子決済、電子の送信に対する関税不賦課の恒久化、開発、前文や例外等の横断的論点、有志国間の合意をWTO協定にどのように組み込むかという法的構造などの残された論点について、各国の立場の収束をはかるべく引き続き検討が続けられる。他方で、データ関連規律、すなわち、データフロー(データの自由な越境移転義務)、

データローカリゼーション(サーバ等の自国内設置要求の禁止)、ソースコード(ソースコードの開示・移転要求の禁止)、については「議論にはさらに時間を要する」と言及されるにとどまった。この背景事情の一つに、2023年10月に、米国(USTR)がこれらの論点に係るEC-JSI交渉の提案について支持を取り下げると表明し¹²⁾、提案を牽引してきた立場を大幅に変更したことがあるとみられる。

米国のこの転回の理由としては、テック企業寄りのルールに対する米国内の反発への対応、USTRが表明したように米国を含む各国への「政策的余地(policy space)」の提供、すなわちこれらの論点に係る規制裁量の確保、など複数の要因が指摘される¹³⁾。2024年は米国で大統領選が行われ、通商政策で新たな政策が打ち出されにくいことに鑑みても、米国のこの立場変更は暫く継続するだろう。したがって、2024年中に妥結を目指すと言われるEC-JSI交渉は、妥結するとしても、データ関連規律を含む見込みは一段と低くなったといえる。

また、EC-JSI交渉が妥結したとしても、さらに次のような課題があると思われる。第一に、上述した法的構造の問題—交渉成果を既存のWTO協定にどのように組み込むか—である。当該交渉には、インドや南アといった有力な途上国が参加しておらず、さらに両国はJSIという有志国間の交渉形式自体にそもそも反対した経緯もある¹⁴⁾。第二に、途上国の一層の参加の必要性、第三に、AIのような新規の 이슈への対応、第四に、ルールの内容が「テック業界」寄りに偏るとする批判への対応、第五に、今般の交渉対象外となるであろうデータ関連規律への対応である¹⁵⁾。

II FTAにおけるデジタル貿易の国際通商ルールの発展

FTAでは、WTOのデジタル貿易に係るルールの間隙を埋めるように先駆的なルールが策定されてきた。ECに関連する規定を含むFTAは2000年頃から登場し¹⁶⁾、2000年～2022年までに合意されたFTAの半数超（370件中203件）にデジタル貿易関連規定があるといわれる¹⁷⁾。特に2010年以降に締結されたFTAにはその7割程度にデジタル貿易規定が含まれ、またデータフロー、データローカリゼーションに係る規定を伴う場合もあるという¹⁸⁾。

また最近では、FTAにおけるデジタル貿易の国際通商ルールについて次のような状況もみられている。第一に、デジタル貿易特化型の協定の登場である。この先駆けは日米デジタル貿易協定（2019署名・2020発効）であり、次にDEPA（2020署名・2021発効）がある。IPEFで交渉中のPillar I（貿易）に含まれるデジタル貿易関連のルールもここに該当しよう。また、DEA（オーストラリア・シンガポールデジタル経済協定、2018署名・発効）やUKSDEA（英・シンガポールデジタル経済協定、2020署名・発効）のように、デジタル経済協定が締結され、既存のFTAの電子商取引章がアップデートされる場合もある。第二に、数、詳細さ、範囲などの面でのルールの更なる進化である。例えば、EUはEU英国貿易協力協定（EU-UK TCA、2020署名・2021発効）で初めてデータフロー及びデータローカリゼーション関連規律を貿易協定に含めた。また、上述の特化型の協定やデジタル経済協定では、AIなどの新たな 이슈も規律対象として含まれつつあ

る。第三に、協定よりもより緩やかな形態である「デジタル貿易原則」の策定もみられる。代表例はEUで、これまで日本、韓国、シンガポールとデジタル貿易原則に合意している。これらの国々とはデジタル貿易協定（既存のFTAの関連章のアップデート含む）の交渉ないし締結に至っているため、当該原則は、協定に至るまでのステップとみなし得るかもしれない。なお、こうしたデジタル貿易原則はG7も公表している¹⁹⁾。

以上のようなFTAにおけるデジタル貿易のルールの発展の中心になってきたのは、主にオーストラリア、カナダ、最近のEU、シンガポール、転回前の米国である²⁰⁾。これらの国々が近年締結した協定で先進的なデジタル貿易ルールを有する協定としては、CPTPP（2018署名・発効）、USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定、2018署名・2020発効）、DEPA、DEA、UKSDEA、EU-UKTCA、EU-NZFTA（EU・NZ自由貿易協定、2023署名）が挙げられる。

このうち、もともとTPPとして米国が交渉参加していたCPTPP、及びUSMCAは、米国の立場が色濃く反映した協定であり、例外の有無や対象範囲の広さなどルールの「深さ」の面で相違はあるものの、データフロー、データローカリゼーション、ソースコードに係るルールを含み、EC-JSI交渉の交渉対象項目ともほぼ同様の内容を有している²¹⁾。USMCAはソースコードに加えて、アルゴリズムの開示についても規律対象とする先進的内容を有するが²²⁾、米国の転回を経て、暫くは米国のFTAにおいてデジタル貿易に係るルールがこれ以上の発展をみることはないように思われる。もちろん、近年の米国は、主に国内事情によりFTAの締

結自体に関心を示していない。

一方、DEPA、DEA、UKSDEAは規律対象に先進的な 이슈を含む²³⁾。EC-JSI交渉で明示的に交渉対象項目でない一方で、これら3つの協定に共通して含まれる 이슈としては、安全安心なオンライン環境、データ・イノベーション、AI、デジタルID、“Tech”関連²⁴⁾の協力、デジタル・インクルージョン又は／及びステークホルダーエンゲージメント、中小企業に係る協力の7つがある²⁵⁾。デジタル貿易では、政府や企業に加えて、消費者もオンライン取引などを通じて直接的な影響を受け得るため、各々にとってバランスのとれたルールであるかという視点が重要と思われるが、安全安心なオンライン環境、デジタルインクルージョンやステークホルダーエンゲージメントなどはそれに応えようとするものと評価できる。さらに、その他の 이슈も締約国間の協力を含め、新技術への対応を念頭に置いたものとみうけられる。なかでもAIについては、近年社会的関心も高まっており、注目に値する。そこで、関連規定を概観しておく。

DEPA、DEA、UKSDEAのAI関連規定²⁶⁾に共通する主な内容は、第一に、AI技術の使用及び採用がデジタル社会において重要であることの締約国の認識、第二に、信頼され、安全で、責任あるAI技術の利用のため、AIのガバナンス枠組み—倫理面も考慮されたもの—を策定する重要性に対する締約国の認識とその策定努力義務、第三に、策定の際には関連する国際的な原則及びガイドラインを考慮する努力義務、である。但し、いずれにおいてもAIは定義されない。このように、現段階では締約国の認識や努力義務を主とするが、今後、例えば各国のAIに係る措置が国際貿易を制限するよう

な場合—例えば、人権保護の要請から一定のAI技術を用いた関連製品の国内流通を禁止する措置や、AIの透明性確保等の観点から一定の情報の開示や政府によるアクセスを義務づける措置—には、ある技術がAI技術に該当するか等、AIの定義ないし範囲の画定に係る検討を含めAIに係る規定を発展させる必要も生じ得ると考えられる。その際には、貿易協定上、どのように規律を深化させるかは争点の一つとなり得るだろう。この点、UKSDEAは、AI関連の締約国間の協力努力義務の対象の一つにAI関連問題として、倫理的な使用、人間の多様性、意図せざる偏見、産業界主導の技術標準、アルゴリズムの透明性の提示を例示しており、AIの課題について協力の必要性を明確に規定した初めての協定といわれ²⁷⁾、注目に値する。

EU-UKTCA、EU-NZFTAでは、データ関連規律が含まれる一方で、個人データ・プライバシー保護の強調や、締約国の規制裁量を確保する「規制する権利」に係る規定、規制問題に係る協力を規定するといった特徴がみられる。さらに、EUとシンガポールとの「デジタル貿易原則」には、民間企業の有する個人データへのガバメントアクセス²⁸⁾などの新たな論点が含まれている。

以上のように、FTAではデジタル貿易に係るルールの発展が続いており、特にAIなどの新たな 이슈がルールに含まれる点は、デジタル貿易の国際通商ルール策定にとって示唆に富む。しかも、CPTPPやDEPAのように新規加入可能性を伴う協定では、締約国の拡大を通じて、当該協定のデジタル貿易ルールが広がっていくことになる。この点、CPTPPには2023年に英国の加入が決定し²⁹⁾、発効を待つ段階にあり、さらに、中国、台湾、エクアドル、コ

スタリカ、ウルグアイ、ウクライナが加入申請済である³⁰⁾。また、DEPA についても 2023 年に韓国の加入が実質合意され、さらに中国、カナダ、コスタリカ、ペルーが加入申請済である³¹⁾。それでもなお、FTA の適用範囲は締約国にとどまる。FTA は、新たなルールの「実験場」³²⁾として機能し続けられると思われるが、企業にとっての法的安定性や予測可能性という点からは多国間のデジタル貿易の通商ルールの策定が待たれるところである。デジタル貿易の国際通商ルールの理想的な形の一つは、技術的發展が早い分野であることに鑑みても、多国間のルールが存在しつつ、最先端の 이슈については FTA が実験場として機能しながら、多国間のルールと FTA の先進的なルールとが相互作用して、多国間のルールも一層発展していくという姿のように思われる。ただ、その実現には暫し時間を要するようである。

おわりに

以上のようなデジタル貿易に係る国際通商ルールの現況が関連する日本企業に及ぼす影響について最後に考えてみたい。

グローバルに事業活動を行う日本企業は、デジタル貿易関連の様々な障壁に実際に直面している。日本機械輸出組合による『各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望』を 2023 年の単年度でも³³⁾、デジタル貿易関連では、原産地証明関連のデジタル化の要望が最も多く、次にデータ安全法・サイバーセキュリティ法・個人情報保護法の細則等なく対応に苦慮するもの、データローカリゼーション関連（規制遵守負担や運用の不明確性等）、GDPR を有する EU を中心に個人情報の越境移転関連の問

題が続く。また、オンライン通関システムの円滑化（期間短縮化、サーバ増強による効率化）、個別分野における電子化ないし電子システムの一層の効率化、さらには行政手続自体の電子化の要望なども散見される。そのほか、電子署名、電子請求の推進など、個別 이슈に関わる要望もみられる。

これらの多くは EC-JSI 交渉が妥結すればある程度緩和されることが期待される。例えば、原産地証明関連のデジタル化や電子署名、電子請求などについては、EC-JSI 交渉で実質的合意が伝えられる電子認証と電子署名、電子請求、ペーパーレス取引、シングルウィンドウ等に係るルールで改善されよう。

但し、上記でも挙がるデータローカリゼーションなどデータ関連規律については、上述の通り、米国の転回を経て EC-JSI 交渉で実質合意する見通しは一段と低くなったといえる。そこで、データ関連規律、AI などの新規 이슈については、引き続き複数の規律が併存する状況が継続することが見込まれる。越境で関連ビジネスを展開する日本企業は、それを前提に事業活動を行うことが必要となろう。

【注】

- 1) 例えば、G7 Trade Ministers, “Digital Trade Principles” 22 October 2021: The United-States-Mexico-Canada Agreement (USMCA) 19 章 “Digital Trade”; 日米デジタル貿易協定 (2019 署名・2020 発効)。
- 2) 飯野文「『デジタル貿易』は『貿易協定』に何をもたらしたか？—非貿易的関心事項を中心に—」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』令和 5 年第 5 号（通巻第 155 号）(forthcoming)。
- 3) OECD, *Key issues in Digital Trade: OECD Global Forum on Trade 2023 “Making Digital Trade Work for All”*, October 2023, p.7.
- 4) 飯野・前掲注 2 (forthcoming) 参照。
- 5) 例えば、オーストラリア-シンガポールデジタル経済協定 (SAFTA 新 14 章)、英国-シンガポールデジタル経済協定 (UKSFTA 新 8 章 F 節)。
- 6) WTO Joint Statement Initiative on E-Commerce, “Co-

- Convenors Statement by Australia, Japan and Singapore 20 December 2023”.
- 7) WT/MIN (17)/60, 13 December 2017. 71ヶ国が参加。
 - 8) WT/MIN (98)/DEC/2, 25 May 1998.
 - 9) WTO, “Joint Initiative on E-commerce” https://www.wto.org/english/tratop_e/ecom_e/joint_statement_e.htm (2023年12月30日アクセス)
 - 10) INF/ECOM/62/Rev.5, 15 November 2023.
 - 11) WTO Joint Statement Initiative on E-Commerce・前掲注6参照。
 - 12) USTR, “USTR Statement on WTO E-Commerce Negotiations”, October 24 2023, <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/october/ustr-statement-wto-e-commerce-negotiations> (2023年12月30日アクセス)
 - 13) 例えば, Inside US Trade, “Industry Executive: USTR is mirroring China’s data stance, undermining U.S. interests”, November 3, 2023.
 - 14) WTO, WT/GC/W/819, 19 February 2021. さらに, 報道によれば妥結済のJSIの他分野である「開発のための投資円滑化」のWTO協定への組み込みについてもインドはWTOで反対したという。Inside US Trade, “WTO e-commerce talks participants announce ‘substantial conclusion’”, December 20, 2023.
 - 15) EC-JSI交渉の全体像及び課題の詳細については, 飯野文「デジタル貿易規律の現在地」『法学研究』96巻第12号(2023:12)(forthcoming)参照。
 - 16) 例えば, 2001年ニュージーランド-シンガポールFTAでペーパーレス・トレードに関する規定, 同年の米国-ヨルダンFTAに電子商取引に関する規定, 2003年にオーストラリア-シンガポールFTAで電子商取引に関する章が設けられた(いずれも発効年)。Monteiro, J.-A. and Teh, R. (2017), “Provisions on Electronic Commerce in Regional Trade Agreements”, WTO Working Papers ERSD-2017-11, p.5. https://www.wto.org/english/res_e/reser_e/ersd201711_e.pdf (2023年12月30日アクセス)
 - 17) Burri, M. (2022), “Chapter 28 Privacy and data protection”, in D. Bethlehem, D. McRae, R. Neufeld, and I. Van Damme (eds), *The Oxford Handbook on International Trade Law*, 2nd ed., Oxford University Press, pp.745-768, at 758.
 - 18) Burri, M. (2021), “Chapter 1 Data Flows and Global Trade Law”, in M. Burri (ed), *Big Data and Global Trade Law*, Cambridge University Press, pp.11-41, at 20-26.
 - 19) G7, “Trade Minister’s Digital Trade Principles (Annex B)” <https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022008/20211022008-3.pdf> (2023年12月30日アクセス)
 - 20) Burri・前掲注18, pp.20-21. Elsig, M., and S. Klotz (2021), “Chapter 2 Data Flow-Related Provisions in Preferential Trade Agreements Trends and Patterns of Diffusion”, in M. Burri ed., *Big Data and Global Trade Law*, Cambridge University Press, pp. 42-62, at 53.
 - 21) 但し, オンラインプラットフォーム上のコンテンツについて, いわゆるプラットフォーム事業者の責任を緩和するUSMCA 19.17条(Interactive Computer Service)規定がEC-JSI交渉では第3次統合テキスト(Rev.3)以降は交渉対象から外れたようである。他方, EC-JSI交渉ではRev.5から電子決済が交渉対象となっているようであるが, 電子決済に係る単体の規定はCPTPP及びUSMCAにみられない。これらの点については, 飯野・前掲注15参照。
 - 22) USMCA 19.16条。
 - 23) 但し, DEPAはデータ関連規律の範囲や法実効性の点では限界がある。ソースコードに係る規定はなく, データフロー及びデータローカリゼーション規定は, 紛争処理手続の対象外である(DEPA14A.1条)。
 - 24) 具体的には, Fintech, Regtech, Lawtechを指す。
 - 25) 詳細は, 飯野・前掲注15参照。
 - 26) DEPA(8.2条 Artificial Intelligence), DEA(31条 Artificial Intelligence), UKSDEA(8.61-R条 Artificial Intelligence and Emerging Technologies)。
 - 27) Jones, E. (2023), “Digital Disruption: Artificial Intelligence and International Trade Policy”, *Oxford Review of Economic Policy*, Volume 39, Issue 1, Spring 2023, pp.70-84, at 74.
 - 28) EU-シンガポールデジタル貿易原則2.1.7条(EU側公表版のナンバリングに基づく)。EU, “Digital Trade” https://policy.trade.ec.europa.eu/help-exporters-and-importers/accessing-markets/goods-and-services/digital-trade_en (2023年12月30日アクセス)
 - 29) 外務省「CPTPPへの英国の加入に関する議定書の署名令和5年7月16日」https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009753.html (2023年12月30日アクセス)
 - 30) 内閣官房「CPTPP」https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp11/pdf/2307tpp11_gaiyou_koushin.pdf (2023年12月30日アクセス)
 - 31) シンガポール MTI, “Joint Press Release on the Accession of the Republic of Korea to the Digital Economy Partnership Agreement, 9 June 2023” <https://www.mti.gov.sg/Newsroom/Press-Releases/2023/06/Joint-Press-Release-on-the-accession-of-the-Republic-of-Korea> (2023年12月30日アクセス)
 - 32) WTO (2018) *World Trade Report 2018: The Future of World Trade: How Digital Technologies are Transforming Global Commerce*, WTO, p.178.
 - 33) 貿易・投資円滑化ビジネス協議会(事務局 日本機械輸出組合)『各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望 2023年10月』<https://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> (2023年12月30日アクセス)